# **I** 法人税制

# 改正のポイント

# 1 設備投資に関する法人税制の改正

### 1 建物附属設備及び構築物等の償却方法の見直し

(法人税法施行令48の2①、53二、平28改法令附6)

減価償却制度は、建物等の減価償却資産の取得に要した金額を、一定の方法(定額法や定率法等)により、各年度に費用配分する制度です。定率法は定額法に比べて、早期に多額の償却ができるという特徴があります。建物附属設備や構築物といった投資拡大に影響の少ないものについて、減価償却方法が定額法に一本化されました。

平成28年4月1日以後に取得をする次の減価償却資産について、**定率法が廃止**され、それぞれ次の方法とする見直しが行われました(所得税についても同様です。)。

資産の区分	償却方法(法人)		
貝座の匹力	改正前	改正後	
建物附属設備及び構築物 (鉱業用のこれらの資産を除く。)	定率法 (法定)(*) 又は 定額法 (選択)	定額法のみ	
<b>鉱業用減価償却資産</b> (建物、建物附属設備及び構築物に限る。)	生産高比例法 (法定) 又は 定額法 (選択) 又は 定率法 (選択)	生産高比例法 (法定) 又は 定額法 (選択)	

- (注) リース期間定額法、取替法等は存置されます。
- (※)個人の場合の建物附属設備と構築物の償却方法は、改正前は定額法(法定)と定率法(選択)でしたが、改正後は上表と同様になります。



該当資産の取得にあたり、初期の償却額が減る(税負担が従来よりも増える)ことがあります。

# 2 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の延長等

(措法67の5、平28改所法等附101、措令39の28)

この特例は、中小企業者等が取得価額が30万円未満である減価償却 資産を取得等して事業の用に供した場合に、一定の要件のもと、年間 300万円までを全額損金に算入することができる制度です。

本特例は平成28年3月31日で廃止予定でしたが、マイナンバーや消費税 複数税率対応で必要な少額資産の取得等に活用できるとの趣旨から、その 適用期限が平成30年3月31日まで**2年延長**されました。

ただし、平成28年4月1日以後は、対象となる中小企業者等について常時使用する**従業員の数が1.000人を超える法人が除外**されました。

# 実務上のポイント

平成28年4月1日以後に取得等及び事業供用したものについては、 中小企業者等に該当する法人であっても従業員数基準で適用できない ケースがありますので、注意が必要です。

### 3 環境関連投資促進税制の見直しと延長

(措法42の5、平28改所法等附86、措令27の5、平成28年財務省告示103)

この制度は、新品のエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をして、1年以内に国内の事業の用に供した場合には、その事業供用年度において、取得価額の30%の特別償却(又は即時償却)ができ、中小企業者等にあっては、特別償却と選択で取得価額の7%の税額控除が認められるという制度です。対象設備が重点化された上で、適用期間が2年延長されました。

この環境関連投資促進税制(エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度)について、平成28年4月1日以後に取得等をするものから風力発電設備についての即時償却が廃止され、対象設備の見直しが行われた上、その取得等の期限が平成30年3月31日まで2年延長されました。

#### 平成27年度までの対象設備

	1 1-20-7	十反のこの対象政府	
別表	対象設備	機械その他の減価償却資産	
1	太陽光発電 設備	太陽光発電設備 (10kW以上の認定設備)	
2	風力発電設 備	風力発電設備 (1万kW以上の認定設備)	
3	新エネルギ ー利用設備 等	中小水力発電設備 水熱利用設備 河川水及び海水を利用するもの 下水を利用するもの(取水型) 雪氷熱利用設備 バイオマス利用装置 紙・パルプ製造工程バイオマス燃焼ポイラー リグニン燃焼ポイラー バイオマス利用メタンガス製造装置 バイオマスエタノール製造装置 下水汚泥固形燃料貯蔵設備	
4	二酸化炭素 排出抑制設 備等	コンバインドサイクル発電ガスタービン プラグインハイブリッド自動車 エネルギー回生型ハイブリッド自動車 電気自動車 電気自動車専用急速充電設備 高効率型電動熱源機 定置用蓄電設備	
5	エネルギー使 用制御設備	可変風量制御装置 等	

#### 平成28年度以降の対象設備

덺	110	
表	对象設備	機械その他の減価償却資産
ı	新エネルギ 一利用設備 等	太陽光発電設備 (10kW以上の認定外設備) 風力発電設備(1万kW以上) 中小水力発電設備(1000kW以上) 下水熱利用設備(管内設置型) バイオマス利用装置 木質バイオマス発電設備 (2万kW未満) 木質バイオマス熱供給設備 (160GJ/h未満) バイオマス和用メタンガス製造装置 バイオマスエタノール製造装置 下水汚泥固形燃料貯蔵設備
2	二酸化炭素 排出抑制設 備等	コンバインドサイクル発電ガスタービン プラグインハイブリッド自動車 エネルギー回生型ハイブリッド自動車 電気自動車
		1 一利用設備 等 二酸化炭素 2 排出抑制設

<sup>※</sup> 平成28年度以降、ブラグインハイブリッド自動車、 エネルギー回生型ハイブリッド自動車、電気自動車 については、特別償却のみ適用可能

「平成28年度税制改正に伴う対象設備の変更」(資源エネルギー庁資料)を基に作成

### 実務上のポイント

他に、太陽光発電設備等に関する固定資産税についても、優遇措置が見直されます。 (地方税法附則15<sup>(3)</sup>

# 4 中小事業者等が経営力向上設備を取得した場合の固定資産 税の課税標準2分の1軽減措置の創設

(地方税法附則15%)

地域経済の活性化に向けて、地域の中小企業による設備投資の促進 を図るため、固定資産税の時限的な特例措置が創設されます。初めて の固定資産税での設備投資減税で、赤字法人にも大きな効果が期待さ れます。 中小事業者等が、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律(原稿執筆時(4月18日現在)法案未成立。改正により「中小企業等経営強化法」となります。)の施行の日から平成31年3月31日までの間において、同法に規定する認定経営力向上計画に基づき取得した経営力向上設備等に該当する機械及び装置に係る固定資産税について、課税標準を最初の3年間価格の2分の1とする措置が講じられます。

- (注)上記の「機械及び装置」とは、次の①から③までのいずれにも該当するものとされます。
  - ① 販売開始から10年以内のもの
  - ② 旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平 均1%以上向上するもの
  - ③ 1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの

### 実務上のポイント

中小企業への配慮から、生産性向上設備投資促進税制の適用要件(A類型で機械及び装置の場合)である①最新モデル、②10年以内に販売開始、③旧モデル比で1%以上の生産性向上、④160万円以上のうち、①の要件が除外されます。

### 5 生産性向上設備投資促進税制の終了

(旧措法42の12の5、平28改所法等附91)

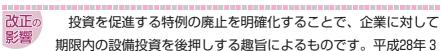
この制度は、青色申告法人が、特定生産性向上設備等の取得等をして事業の用に供した場合に、取得価額の50%(又は25%)の特別償却又は4%(又は2%)の税額控除を受けられるというものです。平成29年3月31日をもって終了となります。平成28年3月31日までの期間は、即時償却又は税額控除の上乗せ措置があります。

この生産性向上設備投資促進税制(生産性向上設備等を取得した場合の

特別償却又は税額控除制度)は、予定どおり適用期限(平成29年3月31日 までに取得等かつ国内の事業に供用)をもって廃止することとされ、関係 規定が削除されます。

#### ● 生産性向上設備投資促進税制の特別償却又は税額控除

	現 行 ➡ 📑	<b>予定どおり廃止</b>
	平成26年1月20日から 平成28年3月31日までの 取得等かつ事業供用	平成28年4月1日から 平成29年3月31日までの 取得等かつ事業供用
機械装置など	即時償却 又は 5 %税額控除	50%特別償却 又は 4 %税額控除
建物、構築物	即時償却 又は 3%税額控除	25%特別償却 又は 2 %税額控除



投資を促進する特例の廃止を明確化することで、企業に対して 期限内の設備投資を後押しする趣旨によるものです。平成28年3 月31日までに取得等及び事業供用すれば即時償却、同年4月1日 以後は50%(25%)の特別償却です。

計画的な設備投資を検討しましょう。

# 2 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の創設

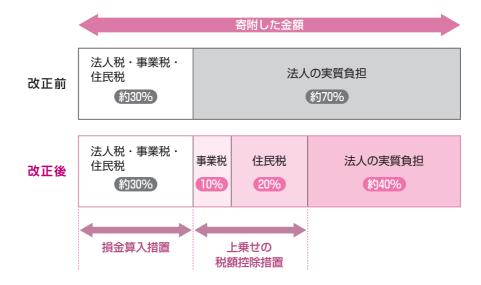
(措法42の12の2、平28改所法等附1十二イ、90、地方税法附則8の2の2、9の2の2、地方法人特別税等に関する暫定措置法2②、平28改地法等附3頃、4②、16⑬、17②)

地方公共団体が地方創生のために効果の高い事業を進めていく際に、 事業の趣旨に賛同する企業が寄附を行うことにより、官民挙げてその 事業を推進することができるよう、地方創生応援税制(認定地方公共 団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除 (企業版ふるさと納税))が創設されました。

青色申告書を提出する法人が、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日(平成28年4月20日)から平成32年3月31日までの間に、同法の認定地方公共団体が行った「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」(認定地域再生計画)に関連する寄附金を支出した場合には、従来の損金算入措置に加えて、次のとおり税額控除ができることとされました。

#### ● 地方創生応援税制による税額控除額(創設)

		平成29年3月31日まで する事業年度	に開始	平成29年4月1日以後に する事業年度	こ開始
法	法 人 事 業 税 寄附金の合計額の10% (同税額の20%が限度)		寄附金の合計額の10 (同税額の15%が限別		
法人住	法人道府県民税法人税割額	寄附金合計額の5% (同税額の20%が限度)	20%	寄附金合計額の2.9% (同税額の20%が限度)	20%
人住民税	法人市町村民税 法人税割額	寄附金合計額の15% (同税額の20%が限度)	2070	寄附金合計額の17.1% (同税額の20%が限度)	2070
法	人 税	次の①と②のいずれか少ない金額(同税額の5%が限度) ①その支出した額の合計額の20%からその寄附金の支出について法人住民税の額から控除される金額を控除した金額 ②その支出した寄附金の額の合計額の10%			



### 実務上のポイント

各税目について、控除の上限がありますので、所得金額が少ないケースでは、全ての税額控除が受けられない場合もあります。



# | 3 | 雇用促進税制の縮減・延長と特則措置の拡充

(措法42の12、42の12の4、平28改所法等附85)

雇用促進税制(本体部分)は、青色申告法人が平成28年3月31日までに開始する各事業年度に、前期末に比べて雇用者が5人(中小企業者等は2人)以上及び10%以上増加する等の一定の場合に税額控除ができる制度です(一定の増加雇用者数×40万円)。そして、特則措置として、平成30年3月31日までに地域再生法の「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」の認定を受けた事業者が一定の要件を満たす場合の税額控除の制度が設けられています。今年度は、それぞれ要件の見直し等が行われました。

### ① 適用要件の縮減と延長

雇用促進税制のうち「地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る措置(地方拠点強化税制による拡充措置)」以外の措置(本体部分)について、平成28年4月1日以後、適用の基礎となる増加雇用者数が地域雇用開発促進法の「同意雇用開発促進地域」(注)内にある事業所における無期雇用かつフルタイムの雇用者の増加数(新規雇用に限るものとし、その事業所の増加雇用者数及び法人全体の増加雇用者数を上限とします。)とされた上、その適用期限が平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度(所得税については平成30年分)まで2年延長されました。また、所得拡大促進税制と本措置とを重複して適用できることとされました。

(注) 平成28年4月1日現在、28道府県·102地域

### ② 雇用促進税制の特則措置の拡充

雇用促進税制のうち、特則措置である「地方拠点強化税制による拡充措置」について、平成28年4月1日以後、所得拡大促進税制と重複して適用できることとされました。なお、所得拡大促進税制(雇用者給与等支給額が増加した場合の税額控除制度)は、青色申告法人が給与等支給額を増加させた場合に、その増加額の10%(中小企業者等は20%)までを税額控除できる制度です。

(注) ①と②のいずれも所得拡大促進税制との重複適用をする場合には、一定の調整計算が行われます。

# 4 法人税率の段階的引下げ、法人事業税の税率引下げ 及び外形標準課税の拡大

平成27年度税制改正では、法人実効税率を数年で20%台まで引き下げることを目指して、法人実効税率の引下げ等がされましたが、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、今回、成長志向の法人税改革が、さらに大胆に推進されました。

### 1 法人税率の段階的引下げ

(法人税法66、平28改所法等附21、26)

法人税の税率(改正前:23.9%)について、次のとおり、段階的に引き下げられました。なお、中小法人の軽減税率の特例(所得金額のうち年800万円以下の部分に対する税率(19%→15%)適用)については、改正はありません(平成29年3月31日までに開始する事業年度まで特例適用)。

	平成27年度	税制改正後	平成28年度税制改正後	
	平成27年4月 1日以後開始 事業年度~	平成28年4月 1日以後開始 事業年度~	平成28年4月 1日以後開始 事業年度~	平成30年 4 月 1 日以後開始 事業年度~
法人税率	23.9	9%	23.4%	23.2%

### 2 法人事業税の税率の改正

(地方税法72の24の7①、地方法人特別税等に関する暫定措置法2①、平28改地法等附1、5)

資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」といいます。) 1 億円超の 普通法人の法人事業税の標準税率が次のとおりとされ、平成28年 4 月 1 日 以後に開始する事業年度から適用されます。

					平成27年度	税制改正後	平成28年度税制改正後
					平成27年 4 月 1 日以後開始 事業年度~	平成28年 4 月 1 日以後開始 事業年度~	平成28年 4 月 1 日以後開始 事業年度~
付	加	価	値	割	0.72%	0.96%	1.2%
資		本		割	0.3%	0.4%	0.5%
所	年400万円以下の所得		3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)	1.9% (0.3%)		
得割	号 年400万円超 800万円以下の所得		4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)	2.7% (0.5%)		
剖	年800万円超の所得		6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)	3.6% (0.7%)		

- (注1) 所得割の税率下段のカッコ内の率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率です。また、あわせてこの税率の制限税率が標準税率の2倍(改正前:1.2倍)に引き上げられました。
- (注2) 3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割に係る税率については、軽減税率の適用はありません。

### 参考 法人実効税率の引下げ

	26年度(改革前)	27年度 (27年度改正)	28年度 (28年度	30年度 (改正)
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
大法人向け法人事業税所得割 * 28年度までは、地方法人特別税を含む * 年800万円超所得分の標準税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
国・地方の法人実効税率	34.62%	32.11%	29.97%	29.74%

(平成28年度税制改正)参考資料①「成長志向の法人税改革」(財務省資料)を基に作成



繰延税金資産や繰延税金負債を計上している場合は、取崩しが 必要になり、利益増減の要因となります。

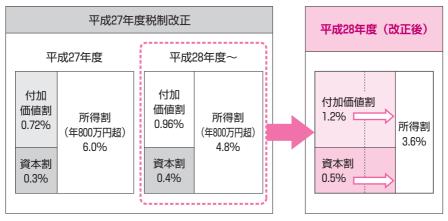
### 3 外形標準課税の拡大等

課税ベース拡大の趣旨により、大法人に対する外形標準課税がさらに拡大されました。ただし、中堅企業については、従来の軽減措置(平成28年度まで)を2年間延長の上での拡充となります。外形標準課税の対象外である中小法人には影響はありません。

### ① 付加価値割と資本割の税率引上げ(2参照)

(地方税法72の24の7①、平28改地法等附1、5)

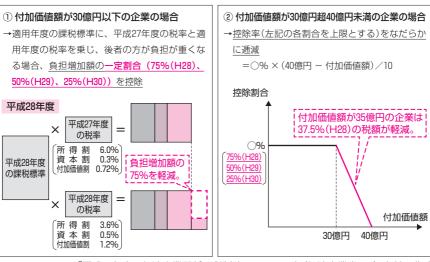
資本金 1 億円超の普通法人に適用される外形標準課税について、法人事業税における外形標準課税の割合が拡大されます。



※ 所得割の税率には地方法人特別税を含む。

### ② 中堅企業の軽減措置(平28改地法等附5)

「付加価値額が30億円以下の法人」及び「付加価値額が30億円超40億円未満の法人」について、それぞれ軽減措置が講じられ、前者については、平成28年度は4分の3(改正前は2分の1)、平成29年度は2分の1、平成30年度は4分の1と、控除割合が段階的に引き下げられ、後者については、控除割合がなだらかに逓減する軽減措置が講じられました。



「平成28年度 経済産業関係 税制改正について」(経済産業省HP)を基に作成

③ 地方法人特別税の税率の改正 (地方法人特別税等に関する暫定措置法 9、平28改地法等附30) 所得割の税率引下げに伴い、資本金 1 億円超の普通法人の地方法人特別税の税率が、平成28年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から次のとおりとなります(地方法人特別税は、平成29年度には廃止されます(53)参照)。)。

	平成27年度	税制改正後	平成28年度税制改正後
	平成27年4月 1日以後開始 事業年度	平成28年4月 1日以後開始 事業年度	平成28年4月1日~ 平成29年3月31日開始 事業年度
付加価値割額、資本 割額及び所得割額の 合算額によって法人 事業税を課税される 法人の所得割額に対 する税率	93.5%	152.6%	414.2%

# | 5 | 地方法人課税の偏在是正

① 法人住民税法人税割の税率の改正 (地方税法51①、314の 4①、平28改地法等附 4②、17②) 法人住民税法人税割の税率が次のとおりとされ、平成29年 4月1日以後 に開始する事業年度から適用されます。

	改正前		改 正 後 (平成29年4月1日以後) 開始事業年度~	
	標準税率	制限税率	標準税率	制限税率
道府県民税法人税割	3.2%	4.2%	1.0%	2.0%
市町村民税法人税割	9.7%	12.1%	6.0%	8.4%

- ② **地方法人税の税率の改正** (地方法人税法10①、平28改所法等附30①) 地方法人税の税率が10.3% (改正前:4.4%) に引き上げられ、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。
- ③ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の廃止等

(平28改地法等9、地方税法72の76、734④、平28改地法等附6②、31、32)

平成29年4月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税が廃止され、法人事業税に復元されます。

これに伴い、地方法人特別譲与税は、平成30年8月譲与分をもって廃止されます。

また、平成29年度から、法人事業税の一部を都道府県から市町村に交付する制度(法人事業税交付金)が創設されます。

# 6 欠損金の繰越控除制度の見直し等

(平28改所法等18、平27改所法等附1、27、53、措法66の13)

欠損金の繰越控除制度は、過去の事業年度において生じた欠損金額 をその事業年度の翌事業年度以降に繰り越し、所得金額から控除する 制度です。今年度の改正で平成27年度改正の影響が平準化されました。

### ① 繰越控除限度額の段階的引下げに関する見直し

平成27年度税制改正において、大法人の青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度は、それぞれ、繰越控除限度額の段階的な引下げ措置が講じられましたが、影響を平準化するために次のとおり見直されました。

<b>市</b> 类左府則払口	控除限度割合		
事業年度開始日	平成27年度税制改正後	平成28年度税制改正後	
平成27年4月1日~平成28年3月31日	100分の65	100分の65	
平成28年4月1日~平成29年3月31日	100分の65	100分の60	
平成29年4月1日~平成30年3月31日	100分の50	100分の55	
平成30年4月1日以降	100分の50	100分の50	

<sup>(</sup>注)中小法人等の控除限度割合は、改正されていませんので「100分の100」のままです。

# ② 繰越期間等延長の適用開始時期の延期

平成27年度税制改正において講じられた次の繰越期間等の延長措置(平成29年4月1日から施行予定)について、適用開始時期が1年先送りされました。つまり、次の措置は平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生ずる欠損金額について適用することとされました。

1	青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を10年 (現行:9年)に延長する措置
	青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿書類の保存要件における保存期間を10年(現行:9年)に延長する措置
八	法人税の欠損金額に係る更正の期間制限を10年(現行:9年)に延長する措置
=	法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を10年(現行:9年)に延長する措置

### ③ 欠損金繰戻し還付制度の不適用措置の期間延長

中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置 の適用期限が、2年延長されて、平成30年3月31日までに終了する事業年 度までとされました。

改正の 影響 一定の中小法人等、一定の再建中の法人、新設法人については、 繰越控除限度額に制限はなく、改正の影響はありません。

大法人で繰越欠損金のある法人は、将来の資金計画や事業計画 に影響があります。

# 7 その他の法人税制関連の改正

### 1 交際費等の損金不算入制度の延長及び損金算入の特例の延長

(措法61の4)

法人が支出した交際費は、租税特別措置法により、一定の範囲の支出を除いて損金不算入とされています。

交際費等の損金不算入制度、接待飲食費の50%まで損金算入が認められる特例及び交際費等のうち800万円まで損金算入が認められる中小法人に係る損金算入の特例の適用期限が、それぞれ、平成30年3月31日までに開始する事業年度まで2年延長されました。

### 2 損金算入される役員給与の要件の一部緩和等

(法人税法34、平28改所法等附21、法人税法施行令69)

役員給与を損金算入するためには、一定の要件があり、定期同額給与、事前確定届出給与又は利益連動給与のいずれにも該当しないものの額や不相当に高額な部分の金額は損金の額に算入されません。

### ① 株式報酬の手続の見直し

法人の支給する役員給与について、役員から受ける将来の役務の提供の 対価として交付する一定の特定譲渡制限付株式による給与について、事前 確定の届出が不要とされました。これは、平成28年4月1日以後に交付の 決議がされるものから適用されます。

### ② 利益連動給与の指標の明確化

利益連動給与の算定指標の範囲にROE(自己資本利益率)その他の利益に関連する一定の指標が含まれることが明確化されました。

### 3 企業年金等の掛金等の損金算入の対象範囲の拡充等

(法人税法施行令135)

確定給付企業年金法等の改正を前提に、企業年金等の掛金等の損金算入の対象に次の確定給付企業年金の掛金等が加えられるとともに、その掛金等に係る積立金が退職年金等積立金に対する法人税の課税対象に加えられました。

- ① 事業主が将来の財政悪化を想定して計画的に拠出する掛金
- 事業主が拠出する掛金で給付増減調整により運用リスクを事業主と加入者とで 分担する企業年金に係るもの
- ② 複数事業主制度における厚生労働大臣の承認等を受けて実施事業所を減少させる特例によりその減少の対象となる事業主が一括拠出する掛金